



はじめに

宇治市は、平成20年4月にめぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を守り育て、市民の皆様とともに豊かな心を育み、誇りと愛着を感じることでできる景観づくりを進めていくため宇治市景観計画を策定しました。平成21年、24年には計画を改定し、白川地域及び黄檗地域への重点区域の拡大を図るなど計画の充実を図ってきたところです。



改定から10年以上が経過するなか、市民ニーズや生活環境は変化しており、良好な景観の形成に向け、変化に対応したよりきめ細かな対応が求められますことから、景観特性に応じた計画となるよう、改定に取り組むことといたしました。

宇治市の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」に掲げる目指す都市像の「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」の実現に向け、本計画の取り組みが、まちの魅力向上と賑わいの創出につながりますよう、市民の皆様とともに歴史・文化や景観を守り育てるまちづくりに向け進めてまいります。

結びにあたりまして、本計画の改定にあたり熱心にご審議いただきました宇治市まちづくり審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様及び関係者の方々に対しまして、心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

宇 治 市 長 **松村 淳子**

宇治市 景観計画

目次

宇治市景観計画の改訂にあたって	1
第1章 宇治市の概況	3
1－1．位置	5
1－2．地形的特性	6
1－3．気候、植生	6
1－4．土地利用	7
1－5．景観計画と関連計画	8
1－6．歴史的変遷	9
第2章 宇治市の現状と課題	19
2－1．現状の検証	21
2－1－1．事業施策の進捗	22
2－1－2．景観の変化	27
2－1－3．意識・行動の変化	28
2－2．景観の課題と対応策	33
2－2－1．景観の課題	33
2－2－2．景観の課題への対応策	34
第3章 基本理念と行動指針	35
3－1．基本理念と行動指針	37
3－2．景観形成の実現に向けて	38
3－2－1．住民主体の景観づくり	38
3－2－2．行政による景観形成	38
第4章 良好な景観の形成	39
4－1．景観形成における基本方針	41
4－1－1．景観法導入にあたっての基本的な考え方	41
4－1－2．景観の類型化	42
4－1－3．類型別基本方針	43
4－1－4．景観計画等により景観形成を図る地区の候補	55

第5章 景観計画区域と概要	57
5－1．景観計画区域	59
5－2．概要	61
第6章 良好な景観の形成のための行為の制限	67
6－1．景観計画による行為の制限	69
6－1－1．景観計画区域における行為の制限	70
6－1－2．景観計画重点区域における行為の制限	90
6－2．その他の法令・条例に基づく行為の制限	120
6－2－1．風致地区・特別風致地区における行為の制限	120
6－2－2．近郊緑地保全区域における行為の制限	120
6－2－3．琵琶湖国定公園における行為の制限	120
第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定	121
7－1．景観重要建造物の指定の基本的な考え方	123
7－2．景観重要樹木の指定の基本的な考え方	124
第8章 屋外広告物に関する行為の制限	125
8－1．表示・掲出に関する基本的な事項	127
8－2．景観計画による行為の制限	128
第9章 景観重要公共施設の整備	141